

熊本地震復興支援事業実施要領

公益社団法人熊本県緑化推進委員会

1 目的

平成28年熊本地震の復興を支援するため、公益社団法人国土緑化推進機構(以下、「国土緑化推進機構」という。)の熊本地震復興支援に向けた「緑の募金」使途限定募金を活用した、居住地周辺や学校周辺における、木製品を使った生活環境の改善や緑化を行う。

2 支援対象

- (1) 平成28年4月に発生した平成28年熊本地震による被災地域の復興にあたり、公益社団法人熊本県緑化推進委員会(以下、「緑化推進委員会」という。)が行う、居住地周辺や学校周辺の緑化等の事業。
- (2) 上記被災地域において、NPO法人等が行う当該被災地域の復興支援に資する緑化等の事業

3 事業計画

- (1) 緑化推進委員会が地域住民の協力を得て実施する事業については、全体計画を緑化推進委員会が地域みどり推進協議会や関係市町村と協議し、別紙様式により作成する。
- (2) 緑化推進委員会は、(1)の計画書を国土緑化推進機構に提出し、承認を得て事業を実施する。
- (3) NPO法人等が計画実施する事業については、別紙様式により作成・提出した事業計画書を緑化推進委員会が国土緑化推進機構に進達し承認を得た後、事業を実施する。

4 支援事業内容

- (1) 緑化推進委員会が計画実施する事業についての交付対象経費は、国土緑化推進機構の一般公募事業の交付対象経費(緑の募金公募事業募集規則参照)に加えて、次の経費を追加する。
 - ・指導者経費
緑化推進委員会が計画実施する事業について専門家に地域の緑化等復興計画の企画・調整等の指導を依頼する際の謝金等
- (2) NPO法人等が計画実施する事業についての交付対象経費は、国土緑化推進機構の緑の募金一般公募事業の交付対象経費(緑の募金公募事業募集規則参照)に準ずるものとする。

5 事業実施期間

緑化推進委員会 : 年度内

NPO法人等 : 国土緑化推進機構が全体計画に基づき事業を承認した日か

ら1年間

6 実績報告

NPO法人等は、当該事業年度の事業が完了したときは、速やかに実績報告書を国土緑化推進機構の緑の募金一般公募事業の実績報告の様式により作成し、緑化推進委員会に提出するものとする。